

## 令和8年度山形県観光宿泊施設外国人材受入促進事業費補助金 交付要綱

### (目的及び交付)

第1条 知事は、県内の旅館・ホテル等における外国人材受入を促進することを目的として、次条に規定する事業を行う場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則(昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で本県内に外国人材を受け入れ、又は受け入れる見込みである県内観光宿泊事業者(以下「補助事業者」という。)に対し補助金を交付する。

### (交付の対象)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、補助事業者が実施する外国人材確保のための事業とし、次の各号に掲げる取組に補助するものとする。

(1) 海外現地での説明会開催等の採用活動

更なる外国人材の確保を促進するための、次のア～ウ等の取組

ア 海外の日本語学校等での説明会の開催や現地での求人募集

イ インターンシップ受入や就職に向けた説明会等の開催

ウ 上記取組を実施するための宣材ツールの作成

(2) 海外現地の学校や送り出し機関等との関係構築・連携強化

外国人材を円滑に確保することを目的とした、海外現地の学校、送り出し機関等との関係構築及び連携強化を図るための訪問活動等や、必要となる宣材ツールの作成等

(3) 国内外における商談会開催

送り出し機関と補助事業者との人材マッチング商談会開催等や、必要となる宣材ツールの作成等

(4) その他海外現地における外国人材確保のための取組で知事が適当と認めるもの

2 この事業は、この要綱の施行の日から令和9年3月31日までに実施した事業を対象とする。

### (補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表に定める額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

### (交付の申請)

第4条 規則第5条の規定による補助金交付申請書(規則別記様式第1号)の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 補助金所要額調書(別記様式第1号)

(2) 支出予定額内訳書(別記様式第2号)

(3) 事業計画書(別記様式第3号)

(4) その他知事が必要と認める書類

2 補助事業者は、補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭

和 63 年法律第 108 号) の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

#### (交付の決定)

- 第 5 条 知事は、補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、当該補助事業者へ通知するものとする。
- 2 知事は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第 2 項本文の規定により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額して交付の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
  - 3 知事は、前条第 2 項ただし書により交付の申請がなされたものについては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額について補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

#### (交付の条件)

- 第 6 条 規則第 7 条第 1 項第 1 号に規定する軽微な変更は、補助金の額の増又は 20 パーセントを超える減を伴う変更以外の変更とする。
- 2 規則第 7 条第 1 項第 1 号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書(別記様式第 4 号)に第 4 条各号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。
  - 3 規則第 7 条第 1 項第 1 号の規定により、補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、事業中止(廃止)承認申請書(別記様式第 5 号)を提出しなければならない。
  - 4 規則第 7 条第 1 項第 2 号の規定により知事の指示を受けようとするときは、事業遂行状況報告書(別記様式第 6 号)を提出しなければならない。

#### (実績報告)

- 第 7 条 規則第 14 条の規定による補助事業実績報告書(規則別記様式第 2 号)の提出期限は、事業完了日から 30 日を経過する日又は令和 9 年 4 月 9 日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。
- (1) 補助金精算額調書(別記様式第 7 号)
  - (2) 支出済額内訳書(別記様式第 2 号)
  - (3) 事業実績書(別記様式第 3 号)
  - (4) その他知事が必要と認める書類
- 2 第 4 条第 2 項ただし書により交付の申請をした対象事業者は、補助事業実績報告書を提出するに当たって、当該助成金に係る消費税等仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
  - 3 第 4 条第 2 項ただし書により交付の申請をした対象事業者は、補助事業実績報告書を

提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（別記様式第8号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助事業の経理等）

第8条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

（補助金の支払）

第9条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。

附 則

この要綱は、令和8年4月20日から施行する。

別表

1 補助金の額	2 補助対象経費
右欄の補助対象経費に2分の1を乗じた額 又は200,000円のいずれか低い額	報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、通訳料）、使用料、賃借料及び委託料